

岩手労働局発表
平成24年11月12日

【照会先】
岩手労働局雇用均等室
雇用均等室長 本間 玲子
地方機会均等指導官 柴田 千波
(電話) 019-604-3010

報道機関各位

次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として
県内2社を認定
—宿泊業、情報通信業では県内初—

今般、岩手労働局は株式会社プラザ企画と株式会社岩手日報社を子育てサポート企業(基準適合一般事業主※)として、認定いたしました。

1 認定企業

県内認定第8号 株式会社プラザ企画 (奥州市)

県内認定第9号 株式会社岩手日報社 (盛岡市)

2 認定企業の主な取組状況は別紙1のとおり



認定マーク(愛称「くるみん」)

(参考) これまでの認定企業 7企業 公表企業6社の取組状況は、別紙2を参照

【認定通知書の交付式】

1. 交付日時 **平成24年11月14日(水) 14時00分**
2. 交付場所 岩手労働局 局長室
(盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎5階)

【※基準適合一般事業主の認定について】

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)では、次世代育成支援対策に取り組むための一般事業主行動計画を策定・都道府県労働局長へ届出し、同計画に盛り込まれた目標の達成など、一定の基準(参考1)を満たした企業について、労働局長への申請により基準適合一般事業主として認定する制度が設けられています。

認定を受けた事業主は、認定マークを広告、商品、求人広告等に表示することができます(同法第13条・14条)。また、平成23年度より認定企業に対する税制優遇制度が設けられています(参考2)。

株式会社プラザ企画

所在地 奥州市
業 種 宿泊業
労働者数 220人(男性 80人、女性140人)



【取組状況】

1 届出目標について —計画期間:平成22年4月1日～平成24年3月31日(2年間)—

【目標 1】 男性の育児休業、子の看護休暇、育児短時間勤務のいずれかの取得者を出す。

〈達成内容〉 1歳以上の子を養育する男性労働者1名が看護休暇を利用した。

【目標 2】 以下の規定を整備する。

(1) 最大3歳まで延長可能な育児休業制度

(2) 時間外労働制限制度の月間の上限を20時間とする制度

(3) 小学校就学前の子を有する労働者が利用できる育児短時間勤務制度(1日の勤務時間を6時間とする制度以外の労働時間や休日数でも短縮可能とする)

(4) 子の看護休暇を出勤とみなす制度

〈達成内容〉

(1) 保育所に入所できない場合等の事情がある場合、子が3歳に達するまで取得できる育児休業制度を導入した。

(2) 時間外労働制限制度の月間の上限を20時間に改正した。

(3) 小学校就学前までの短時間勤務制度(1日6時間勤務)を導入し、併せて1日6時間勤務以外の短縮措置や所定労働日数の短縮措置を導入した。また小学校就学前までの時差出勤制度を導入した。

(4) 子の看護休暇を有給にするとともに、年次有給休暇権利発生のための出勤率の算定を出勤扱いに改正した。

2 認定に必要なその他の要件について

【要件】 計画期間内に女性の出産者に対する育児休業取得率が70%以上であること

〈達成内容〉 同期間内に出産した女性(5人)の全員が育児休業を取得した。

【要件】 所定外労働の削減措置、年次有給休暇の取得促進措置、その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置のうち、いずれかを実施していること

〈達成内容〉

- ・ 所定外労働削減方針(全社員を対象)及び自主点検(リーダーによる確認等)について、全リーダーに文書にて周知した。
- ・ 短時間正社員制度(週35時間未満)を導入した。

株式会社岩手日報社

所在地 盛岡市
業 種 情報通信業
労働者数 329人(男性237人、女性92人)



【取組状況】

1 届出目標について

—計画期間:平成22年4月1日～平成24年8月31日(2年5か月)—

【目標 1】 男性社員が育児休業を取得しやすいよう環境整備を図り、計画期間内に2名以上が7日以上の育児休業を取得する。

〈達成内容〉 社内報や掲示物にて取得促進を図り、計画期間内に男性3名が7日の育児休業を取得した。

【目標 2】 所定外労働の削減を図る。

〈達成内容〉 月2回のノー残業デーを導入し、社内報及び社内放送にて呼びかけることにより所定外労働の削減を図った。

【目標 3】 育児休業等長期休業者が復職する際、復帰への不安や勤務内容等について相談し解消を図る。

〈達成内容〉 1年以上育児休業を取得した労働者3名に対し、復職直前に所属長や管理部長が面談し、復帰への不安の解消や勤務内容についての相談に対応した。

【目標 4】 特別休暇の取得向上を図る。

〈達成内容〉 所属長からの声かけや社内報により、特別休暇の取得向上を図った。

【目標 5】 社員の子どもを対象に、職場を訪問する「子ども参観日」を実施する。

〈達成内容〉 平成23年1月及び8月に「子ども参観日」を実施し、延べ29人の子どもが参加した。

2 認定に必要なその他の要件について

【要件】 計画期間内に女性の出産者に対する育児休業取得率が70%以上であること

〈達成内容〉 同期間内に出産した女性(4人)の全員が育児休業を取得した。

【要件】 小学校就学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること

〈達成内容〉 小学校就学前まで利用できる育児短時間勤務制度を導入した。

一般事業主行動計画策定・認定の状況

1. 一般事業主行動計画策定・届出の状況

(平成24年10月末現在)

		届出企業数(注)		
		企業数	届出企業数	届出率
規模別	301人以上	109社	109社	100.0%
	101～300人	324社	322社	99.4%

(注) 一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられている101人以上規模

2. 県内認定企業の主な取組み

リコー光学株式会社(花巻市) 販売業

- (1) 小学生就学前までの所定外労働免除制度を導入した。
- (2) 所定外労働削減のため毎月第2金曜日をノー残業デーに設定し、18:00までの退社を促した。

学校法人岩手キリスト教学園(盛岡市) 教育、学習支援業

- (1) 育児休業者に、休業中・復職直前直後に教育訓練を実施し、休業中の情報提供も行った。
- (2) 半日単位の年次有給休暇取得制度を整備し、全職員に周知した。

株式会社岩手銀行(盛岡市) 普通銀行業

- (1) 新入社員研修において、育児休業等に関する諸制度の説明を実施した。
- (2) 犯罪被害に遭遇した又は遭遇しそうになった子どもを保護し警察に通報等をする店舗を増加させた。
- (3) 男性の育児休業取得を奨励し、計画期間内において6名が育児休業を取得した。

株式会社ウェルファム(矢巾町) 老人介護・福祉業

- (1) 年次有給休暇の計画的付与を活用し、休暇の取得を促進した。
- (2) 入社時研修において所定外労働に対する方針を明確にし、残業の削減に取り組んだ。

株式会社東北銀行(盛岡市) 普通銀行業

- (1) 非正規行員に対する連続休暇制度を導入し制度内容を周知、取得状況の確認も行った。
- (2) 中学生・高校生に対し、合計8回、39名の学生にインターンシップを実施した。
- (3) 小学校就学前までの時差出勤制度を導入した。

国立大学法人岩手大学(盛岡市) 教育、学習支援業

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた相談室を開設しており、各部局へ出向く出張相談室も実施した。
- (2) 妊娠者及び妻が出産する男性等を対象に、子育てに関する制度一覧表の配布により取得促進を図った。
- (3) 看護休暇制度の対象を子が中学校就学前まで拡大した。
- (4) 会議のあり方の見直しに向けたキャッチコピーを募集し、ポスターを作成、掲示した。
- (5) 地域子育て支援交流会を開催、学生対象の次世代育成サポーター養成講座を実施し、子育て支援活動に参加した。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定基準

以下の要件を全て満たす場合に、事業主からの申請により、「基準適合一般事業主」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定要件

□ 「雇用環境の整備」に関する目標を含む適切な行動計画(2年以上5年以下)を策定し、公表・労働者への周知を行っていること。

□ 定めた全ての目標を達成したこと。

□ 3歳から小学校入学前までの子を持つ労働者対象の勤務時間短縮の措置等を講じていること。
(以下のいずれかの制度を講じていること。)

- ① 育児休業制度
- ② 所定外労働の制限制度
- ③ 所定労働時間の短縮措置
- ④ フレックスタイム制度、始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ、事業所内保育施設の設置
運営その他これに準ずる便宜の供与

□ 計画期間内に男性の育児休業取得者がおり、かつ女性育児休業取得率が70%以上であること。
従業員数が300人以下の事業主の特例

1. 男性の育児休業者等がいなかった場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たします。
 - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性がいること(1歳未満の子のための利用を除く)。
 - ②計画期間内に、小学校就学前までの子の所定労働時間の短縮措置を利用した男性がいること。
 - ③計画開始3年以内の期間に、育児休業等を取得した男性がいること。
2. 女性の育児休業等取得率が70%未満だった場合でも、計画期間とその開始前の期間の合計期間(最長3年間)を合わせて計算したときに70%以上であれば基準を満たします。

□ 所定外労働の削減措置や年次有給休暇の取得促進措置などを実施していること。

□ 関係法令に違反する重大な事実がないこと。

事業主の皆さまへ

子育てサポート企業に対する 税制優遇制度が創設されました

取得・新築・増改築した建物等について **割増償却** ができます



- **次世代育成支援対策推進法の認定**を受け、「くるみん」を取得した事業主に対する**税制優遇制度（建物等の割増償却制度）**が創設されました。
- 「**子育てサポート企業**」として、次世代育成支援への取り組みを推進している「くるみん」取得企業の皆さま、この税制優遇制度を積極的にご活用ください。



ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省・都道府県労働局

1 税制優遇制度の概要

- 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づく認定を受け、「くるみん」を取得した企業は、認定を受ける対象となった一般事業主行動計画の計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の**32%の割増償却**ができます。

2 税制優遇制度の対象となる事業主の要件

- 青色申告書を提出する事業主であること
- **平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内**に始まるいずれかの事業年度において、**次世代法の認定**を受けること

※個人事業主の場合は、平成24年1月1日から平成26年12月31日まで各年に次世代法の認定を受けた場合に対象となります。

※過去に認定を受けたことのある事業主でも、当該期間内に新たに認定を受けた場合には対象となります。

※当該期間内に複数回認定を受けた場合には、最初の認定についてのみ対象となります。

次世代法(次世代育成支援対策推進法)とは?

- 少子化が急速に進行し、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。少子化の背景の一つには、仕事と子育ての両立が困難な職場環境があると指摘されています。
- そこで、次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取り組み（以下「次世代育成支援対策」）を進めるため、それぞれが果たすべき役割などを定めた**次世代育成支援対策推進法**が平成15年7月に成立し、平成17年4月に施行されました。
- この法律では、少子化の流れを変えるため、国や地方公共団体による取り組みとともに、企業においても**一般事業主行動計画**（以下「行動計画」）を策定、実施していただくことを定めています。（平成23年4月1日から従業員101人以上の企業に、策定・届出、公表・周知が義務づけられています）。
- **行動計画**とは、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めて多様な働き方を選択できる労働条件の整備などに取り組むに当たって、①計画期間②目標③目標達成のための対策とその実施期間、を定めるものです。

行動計画の策定について → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

- この行動計画に定めた目標を達成し、一定の要件を満たした企業は、申請を行うことによって「**子育てサポート企業**」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、**次世代認定マーク（愛称：くるみん）**を広告、商品などに表示し、次世代育成支援対策に取り組んでいることをアピールできます。

3 適用対象の建物等

以下の①②のどちらにも当てはまる建物及びその附属設備（以下「建物等」）が割増償却の対象となります。

①次世代法の認定を受けた日を含む事業年度終了の日において、事業主が所有し、事業のために使用している建物等

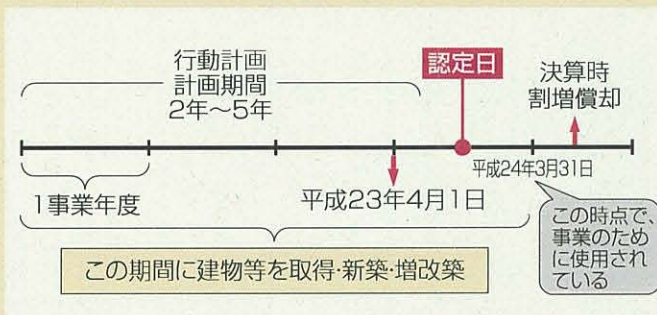
②認定を受ける対象となった行動計画の（ア）計画期間開始の日から認定を受けた日を含む事業年度終了の日までの期間内に取得した建物等で、その建設の後、事業のために使用されていないもの、または（イ）その期間内に新築・増改築をした建物等

※所有権が移転しないリース取引に取得したものを除きます。

※増改築の場合は、増改築のための工事を行ったことによって所有することとなった建物等の部分に限ります。

※「建物およびその附属施設」の例

- 事務所用建物、店舗用建物、病院用建物、工場用建物、倉庫用建物、事業所内保育施設
- 電気設備、アーケード・日よけ設備、給排水・衛生設備、ガス設備



4 事務手続

● **次世代法の認定申請**は、都道府県労働局雇用均等室で受け付けています。認定を受けた事業主には「基準適合一般事業主認定通知書」を交付します。

● **割増償却**は、上記通知書の写し等を添えて、**税務署**に申告してください。

※割増償却について詳しくは、**税務署**までお問い合わせください。

「くるみん」を取得するには？

- **次世代法の認定**を受け「くるみん」を取得するためには、適切な行動計画を策定し、その計画期間が終了し、一定の基準を満たしていることが必要です。

認定基準について → <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>

- 認定を受けようとする場合は、あらかじめ認定基準を踏まえて行動計画を策定してください。策定した、または策定しようとしている行動計画が目標を達成した場合に認定基準を満たすかどうかについては、都道府県労働局雇用均等室にご相談ください。

- **行動計画が認定基準を満たさない場合は**、計画期間の途中でその期間や内容を変更することが可能です。計画の変更により、認定の対象となる場合もあります。

行動計画の期間や内容を変更するときは、都道府県労働局雇用均等室に変更届を提出してください。



次世代法の一般事業主行動計画の策定、
認定などに関するお問い合わせは

最寄りの都道府県労働局雇用均等室まで

	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地
北海道	011-709-2715	011-709-8786	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎
青森	017-734-4211	017-777-7696	030-8558	青森市新町2丁目4番25号 青森合同庁舎
岩手	019-604-3010	019-604-1535	020-0023	盛岡市内丸7番25号 盛岡合同庁舎1号館
宮城	022-299-8844	022-299-8845	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
秋田	018-862-6684	018-862-4300	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎
山形	023-624-8228	023-624-8246	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階
福島	024-536-4609	024-536-4658	960-8021	福島市霞町1番46号 福島合同庁舎
茨城	029-224-6288	029-224-6265	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31
栃木	028-633-2795	028-637-5998	320-0845	宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
群馬	027-210-5009	027-210-5104	371-8567	前橋市大渡町1丁目10番7号 群馬県公社総合ビル
埼玉	048-600-6210	048-600-6230	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー 16階
千葉	043-221-2307	043-221-2308	260-8612	千葉市中央区中央4丁目11番1号 千葉第2地方合同庁舎
東京	03-3512-1611	03-3512-1555	102-8305	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14階
神奈川	045-211-7380	045-211-7381	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
新潟	025-234-5928	025-265-6420	951-8588	新潟市中央区川岸町1丁目56番地
富山	076-432-2740	076-432-3959	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号
石川	076-265-4429	076-221-3087	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎
福井	0776-22-3947	0776-22-4920	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎
山梨	055-225-2859	055-225-2787	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号
長野	026-227-0125	026-227-0126	380-8572	長野市中御所1丁目22番1号
岐阜	058-245-1550	058-245-7055	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎
静岡	054-252-5310	054-252-8216	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎5階
愛知	052-219-5509	052-220-0573	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング
三重	059-226-2318	059-228-2785	514-8524	津市島崎町327番2号 津第2地方合同庁舎
滋賀	077-523-1190	077-527-3277	520-0051	大津市梅林1丁目3番10号 滋賀ビル
京都	075-241-0504	075-241-0493	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
大阪	06-6941-8940	06-6946-6465	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館
兵庫	078-367-0820	078-367-3854	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー 15階
奈良	0742-32-0210	0742-32-0214	630-8570	奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎
和歌山	073-488-1170	073-475-0114	640-8581	和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階
鳥取	0857-29-1709	0857-29-4142	680-8522	鳥取市富安2丁目89番9号
島根	0852-31-1161	0852-31-1505	690-0841	松江市向島町134番10号 松江地方合同庁舎5階
岡山	086-224-7639	086-224-7693	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎
広島	082-221-9247	082-221-2356	730-8538	広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎第2号館
山口	083-995-0390	083-995-0389	753-8510	山口市中原町6番16号 山口地方合同庁舎1号館
徳島	088-652-2718	088-652-2751	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎4階
香川	087-811-8924	087-811-8935	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎3階
愛媛	089-935-5222	089-935-5223	790-8538	松山市若草町4番3号 松山若草合同庁舎
高知	088-885-6041	088-885-6042	780-8548	高知市南金田1番39号
福岡	092-411-4894	092-411-4895	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館
佐賀	0952-32-7218	0952-32-7224	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎
長崎	095-801-0050	095-801-0051	850-0033	長崎市万才町7番1号 住友生命長崎ビル6階
熊本	096-352-3865	096-352-3876	860-8514	熊本市春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9階
大分	097-532-4025	097-537-1240	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階
宮崎	0985-38-8827	0985-38-8831	880-0805	宮崎市橋通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎
鹿児島	099-222-8446	099-222-8459	892-0847	鹿児島市西千石町1番1号 鹿児島西千石第一生命ビル
沖縄	098-868-4380	098-869-7914	900-0006	那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎（1号館）3階

行動計画の策定・認定基準・認定企業一覧については厚生労働省ホームページをご覧ください

- 行動計画の策定について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
- 認定基準について : <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/dl/ninteikijun.pdf>
- 認定企業について : <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/kijuntekigou/index.html>